

内閣府特命担当大臣（こども政策担当）

黄川田 仁志 殿

「インターネット利用を巡る青少年の保護の
在り方に関する提言」に関する提言

令和8年6月8日



日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武



インターネット利用を巡る青少年の保護の在り方に関する提言

1. 現状認識

スマートフォンや SNS の普及により、こどものインターネット利用環境は大きく変化しており、こどもを取り巻くリスクも従来の有害情報の閲覧といった受動的リスクに加え、SNS を通じた交流・発信等に伴う多様なリスクへと拡大している。

こうした多様化・複雑化するリスクに対して包括的に対応する観点から、OECDではこどもを取り巻くリスクを①コンテンツリスク（アダルトサイト等の閲覧等）、②コンダクトリスク（ネットいじめ等）、③コンタクトリスク（性被害、闇バイト等）、④消費者関連リスク（金銭トラブル）、⑤横断的リスク（長時間利用・心身への影響、性的ディープフェイク等）の5つのリスクに分類している。

我が国においても、こうしたリスクが表出しており、また、インターネットを通じた被害、加害の低年齢化も進んでいる。加えて、インターネットにおけるリスクはメンタルヘルスや自殺問題とも接続しており、早急な対応が求められる。

一方で、インターネットは、こども・若者にとって情報を入手したり、コミュニケーションを取るためのツールであるとともに困難や孤立を抱えるこどもの「居場所」や「相談の入口」としても機能している。このため、リスクへの対応と、活用・居場所としての意義をどう両立させるかが核心的課題となっている。

2. 現行制度に対する問題意識

現行の青少年インターネット環境整備法は、平成20年に制定された後、平成29年の改正により携帯電話事業者に対する青少年確認義務等が課されている。しかしながら、主として携帯電話事業者の提供するフィルタリングによるコンテンツリスクへの対策を中心とする枠組みにとどまっております、現在の SNS やアルゴリズムを前提としたインターネットを巡る多様化・複雑化するリスク構造には十分対応できていない。中でも悪意ある大人からこどもが接触されるコンタクトリスクを低減させるための措置等が必要である。

また、大人世代が経験してきていないデジタル環境ゆえに、家庭・学校の努力やリテラシー教育への依存には限界があり、家庭環境などによる安全確保の格差も存在している。

諸外国では、以下のように具体的な方法は様々であるが、共通してプラットフォーム事業者の責任を明確化し、制度としてオンライン環境全体の安全を確保する方向へ政策転換がなされている。

例えば、オーストラリアでは、一部の SNS サービスを対象に、世界で初めて16歳未満のこどものアカウント作成を禁止する仕組みを導入している。EUではプラットフォーム

事業者に対し、未成年者の保護を前提としたサービス設計や有害コンテンツ対策を義務付けるなど多様な手段が取られている。また、米国ミネソタ州ではSNS事業者に警告表示を義務付ける法案が成立している。

3. 勉強会で示された主な意見とヒアリング概要

日本維新の会勉強会における議論やヒアリングを通じて、以下の論点が指摘された。

- (1) 青少年のインターネット利用に係る問題は関係省庁が多岐にわたるものであり、統合的マネジメントが必要であること。また、検討や実態調査だけでなく、スピード感を持った政策実行が必要であること。法制度は現状のインターネット環境の変化に追いついておらず、抜本的な見直しが不可避であること。
- (2) 教育やリテラシーは重要だが、それだけでは不十分であり、教育と環境整備の両立が必要であること。また、AI時代に対応した教育が必要であること。
- (3) 視力低下、体力低下など身体面への影響も重要で、デジタル利用が心身や行動に与える影響の検証、長時間利用が健康・発達に与える影響についても科学的に評価すべきであること。
- (4) 利用の低年齢化を踏まえ、保護の対象範囲や在り方を再設計すべきであること。
- (5) 現在は家庭に責任が偏っているところ、どこまでを事業者が担い、どこまでを親が担うか役割分担を明確化した上で、プラットフォーム事業者も含めて責任のリバランスが必要であること。また、リスクへの対応については、フィルタリングだけでは限界があり、プラットフォーム事業者の責任を義務として明確化すべきであること。
- (6) 規制の在り方については、海外のような一律の使用年齢制限も1つの選択肢であるところ、実効性、特に抜け道の課題があることや表現の自由との関係など、訴訟等の法的リスクにも留意が必要であること。

4. 今後の方向性

今後法制度の見直しに当たっては以下の点に留意しつつ、引き続き見直しに向けた検討を進めていく。

- (1) 多様化・複雑化するリスクについて整理した上で、各種法律・制度とともに包括的・横断的な対応を検討すべきであり、その中で、その根幹となる青少年インターネット環境整備法について見直すべきであること。
- (2) 特にプラットフォーム事業者について、事後的な違法・有害コンテンツ対応に加えて、サービス設計、特にアルゴリズムの課題等に対する取組をどう位置付けるかが論点となるところ、例えば、プラットフォーム事業者に対して、①5つのリスクごとの評価及びリスク評価に応じた保護措置を義務付け、②行政がこどもの安全の観点から適切に監督することなどが考えられるのではないかということ。
- (3) 制度の対象となるプラットフォーム事業者の範囲を検討するに際しては、制度の抜け

道がないよう留意すべきであり、こどものリスクが発生している事業者に対して必要な対応ができる制度とする必要があること。

(4) 法律だけでなく、ガイドラインなどの民間企業等の取組による対応や各主体のリテラシー向上に向けた広報・啓発といった3つの層での対応を検討すること。

(5) デジタル技術の進歩や科学的知見（エビデンス）の蓄積を踏まえた制度設計及び3年程度をめどに定期的な見直しが必要であること。加えて、インターネット利用環境については技術の進展に伴うリスクの変化が早いことから、ガイドラインの改正等により、機動的に対応できる枠組みも必要であること。

政府においては、本提言も踏まえ、関係する法律・制度を所管する関係省庁一体となって検討を進め、その上で、青少年インターネット環境整備法について、令和9年通常国会への改正法案の提出を目指すべきである。

以 上